

河合町町有財産等売却処分審査委員会設置要綱

（目的）

第1条 この要綱は、河合町町有財産等売却処分審査委員会について必要な事項を定め、もって町有財産である土地の処分等に関する事務の適正な執行の確保を図ることを目的とする。

（設置）

第2条 前条の目的を達成するために、河合町町有財産等売却処分審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（委員会の審議事項）

第3条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。但し、土地の処分の可否又は処分方法等に関し町長が特に審議の必要がないと認めたものは除く。

- (1) 土地の利活用に関すること。
- (2) 土地の売却処分する方法に関すること。
- (3) 売却処分する土地の評価額に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、土地の処分に伴う調査、研究及び課題に関し重要な事項

（委員会の組織）

第4条 委員会の委員は、次に掲げる者及び団体のうちから町長が委嘱する。

- (1) 専門知識を有する者
 - (2) 議会議員
 - (3) 固定資産評価審査委員会
 - (4) 都市計画審議会
 - (5) 総代・自治会長会
 - (6) 行政職員
 - (7) その他、町長が必要と認める者
- 2 委員会の委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員会は、審議内容により必要があると認める場合は、その関係者を委員会の会議への出席を求め意見を聴くことができる。
- 4 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、会務を総括し委員会の会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

5 前項に定めるもののほか、委員長は、特に必要があると認めるときは、副委員長にその職務を代理させることができる。

(委員会の会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の会議の議決は、出席者の3分の2以上の賛成により決定する。

(委員会の結果報告)

第7条 委員長は、委員会の審議結果を町長へ報告する。

(委員会の庶務)

第8条 委員会に関する庶務は、総務部管財課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月31日から施行する。